

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年1月28日
【事業年度】	第38期（自平成19年10月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	株式会社日本マイクロニクス
【英訳名】	MICRONICS JAPAN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 正義
【本店の所在の場所】	東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目6番8号
【電話番号】	0422(21)2665
【事務連絡者氏名】	専務取締役CSR企画本部長 倉澤 亨
【最寄りの連絡場所】	東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目6番8号
【電話番号】	0422(21)2665
【事務連絡者氏名】	専務取締役CSR企画本部長 倉澤 亨
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年12月22日付で提出いたしました第38期（自平成19年10月1日至平成20年9月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレートガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレートガバナンスの状況】

（訂正前）

（1）～（2）＜省略＞

（3）役員報酬の内容

当事業年度に係る報酬等の総額

＜省略＞

（注）1．＜省略＞

2．平成8年12月19日開催の第28期定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額250,000千円以内であります。ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額は含みません。

3．平成8年12月19日開催の第28期定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は、年額40,000千円以内であります。

4．＜省略＞

（訂正後）

（1）～（2）＜省略＞

（3）役員報酬の内容

当事業年度に係る報酬等の総額

＜省略＞

（注）1．＜省略＞

2．平成8年12月19日開催の第26期定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額250,000千円以内であります。ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額は含みません。

3．平成8年12月19日開催の第26期定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は、年額40,000千円以内であります。

4．＜省略＞